空き家 空地

権制 関係

発生した方へ 期限があります! 簡易シュミレーショ も実施!

鈴鹿市 相続と不動産無料相談会

鈴鹿市在住の方、会場のお近くにお住まいの方、どうぞお気軽にお越しくださいませ。

11月12日

相続の専門家がハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿 (鈴鹿市文化会館)に集結

まずはお気軽に ご来場ください。 13日 (木)

専門家が相続や不動産のご相談を個別にお受けします。

\ヤシュナイテッド文化ホール鈴鹿 (鈴鹿市文化会館)

※事前に予約された方を優先いたしますが、 当日直接会場へお越し頂いた方もご対応いたします。

3階 第5研修室

10:00~16:00【最終受付15:00】

ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿 鈴鹿市文化会館 デニーズ さん 理容約AA さん 中央道路

■相続診断士・

【個別相談会 予約枠】

 \Box 10:00 ~ 10:50

 \Box 1 1:00 ~ 1 1:50

 \Box 1 2:00 ~ 12:50

 \Box 13:00 ~ 13:50

 \Box 1 4:00 ~ 1 4:50

 \Box 15:00 ~ 15:50

住所: 鈴鹿市飯野寺家町810番

駐車場ございます。

信一

税理士 島田信

相続鑑定士 事業承継士 信託アドバイザ 安田 修

2級ファイナンシャル・ プランニング技能士 横山 貴衣

宅地建物取引士 2級ファイナンシャル・

濱口 雅彦



所有不動産の 相続税申告を 見据えた活用も ご提案 いたします!

相続・不動産に強い私たちが 無料でご相談をお受けします。 安心してお越しくださいませ。

専門家が集結 いたしますので 効率よくご相談 いただけます。

老後生活の準備ってどうしたらいいの?

<mark>不動産売却とその税金</mark>のことがわからない

<mark>家族信託・後見人制度</mark>ってなに?

相続税、節税方法を教えてほしい

<mark>貴言書</mark>ってどうやって作ったらいいの?

<mark>相続手続き(お手伝い)</mark>をお願いしたい

遺産分割協議ってどうやるの?

空き家、空き地の相談がしたい

どこに聞いたらいい?そんな方におすすめです。

お問い合せ・ご予約 相続・不動産の相談窓口 【受付時間】9:00~19:00

お電話が混み合いつながりにくいときは時間を おいておかけください。

事前 予約制

※事前に予約された方を優先 いたしますが、当日開催会場へ お越しいただいた方も対応いた します。

島田 ■公認会計士・税理士・相続診断士

検章タンメン さん

■相続診断士・相続鑑定士・ 安田 修 事業承継士・信託アドバイザー

2級ファイナンシャルプランニング技能士

■相続診断士・宅地建物取引士・ 濱□ 2級ファイナンシャルプランニング技能士

雅彦

ダイヤル

のような不安や疑問がございますか?

遺言書/家族信託

相続税申告

作成の際のアドバイスをもらいたい

老後の生活資金も考えたい

相続税の見積りを算出したい

土地評価を熟知している税理士に 相談したい

他社の査定が高いのか、低いのか 知りたい

空き家・空地

権利関係

放置している空き家・空き地を何とかしたい

固定資産税や維持管理の責任から解放されたい

相続後登記していない土地建物はどうしたらいい?

法定相続分と遺留分について知りたい

円満な遺産分割のアドバイスをもらいたい

相続開始後、最初に何をしたら良いか知りたい

いつまでに手続きする必要がある?

不動産売却

売却時に税金が安くなる方法を知りたい



続

の

死

相続手続きは何から始めたらよいのか わからない。名義変更もどうしたらよいか わからない。

相続が発生すると、名義変更、登記、相続税申告、役所へのさまざ まな手続きが必要となります。そのなかには、期限があるものや複 雑なものもあります。当相談会では、それぞれのご相談者様に合わ せた相続手続きプランを各専門家と提携してご提供いたします。



有効な遺言書が作りたい。 認知症への対策もしたい。 最近よく聞く家族信託って何?

ご自身で作成する遺言書には注意が必 要です。ご自身がなくなられた後ご遺 族の方々が困らない手続きや書き方に ついて、ご相談ください。また家族信 託についても専門家がご相談をお伺い いたしますので、遠慮なくご来場くだ



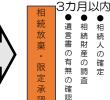
相 続 手 続 き の 流 れ













不動産売却

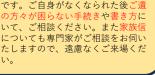














相続税申告

土地評価に熟知している信 頼できる税理士に相続税の 相談したい。

相続税の申告は、「経験」によって節 税額に大きな差が出ます。相続税申告 実績が豊富な税理士がおりますので、 「相続税発生ポイント」をご案内いた します。相続税の申告額を抑えたいお 客様に最適な申告サポートをいたしま すのでご安心ください。





不要になった不動産は 売却すべき?

不要になった不動産を放置しておくと、 売却時の税制優遇措置が受けられない ケースがありますので、早めに対処す ることが重要です。また売りたいと 思っても、相続による遺産分割協議の 未解決や、権利関係の調整が必要など、 すぐに売却できない場合があります。 事前に適切な準備を行い、売却に必要 なサポートをいたします。



空き家・空き地



相続した空き家は 放置しても大丈夫?

空き家を放置すると、管理や防犯、税金、 ご近所対応などさまざまな問題が発生する 可能性があります。空き家の老朽化で役所 から特定空家に指定されると指導や勧告が なされ、改善されないと罰金が科される恐 れがあります。売却・賃貸・贈与・相続土 地国庫帰属のサポートをいたします。特例 の適用や補助金の活用もご相談ください。



事前

予約制

権利関係



相続財産に不動産が含まれ ています。不動産の相続方 法のアドバイスが欲しい。

相続時に<mark>不動産を共有</mark>するケースが見ら れます。不公平感が無く良いように思わ れますが長い目で見ると、売却や処分し たいといった時に他の共有者と意見が合 わないなど、問題化するケースが多いで す。後々起こりうる問題を先送りしない 為のサポートをいたします。



【重要ニュース】 不動産の相続登記が義務化されました!

2024年4月から 相続登記が義務化されまし

た 相続によって不動産を取得した相続人は、取得を知った から 3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円 以下の過料が科される可能性があります。

現在、100万円以下の土地について、相続登記の際の登録免許税の免税措置 が実施されています。(※2025年3月31日まで)

不動産をお持ちの方、 この機会に是非 ご相談ください。

お問い合せ・ご予約 相続・不動産の相談窓口 【受付時間】9:00~19:00

Mail: m.hamaguchi.souzoku@gmail.com

昌

■相続診断士・相続鑑定士・ 事業承継士・信託アドバイザー安田

■公認会計士・税理士・ 相続診断士

■相続診断士・ 2級ファイナンシャルプランニング技能士

■相続診断士・宅地建物取引士 2級ファイナンシャルプランニング技能士